

令和3年5月5日

市民団体（※）関係各位

古賀市長 田辺一城

福岡県独自の新型コロナウイルス感染症拡大防止策（5月3日発表、5/6～5/19）を受けての市民団体等の活動について（令和3年5月5日更新）

令和3年5月3日、福岡県は県独自で「まん延防止等重点措置」と同等の措置を行うことを発表しました。これを受けて、古賀市においても今後の対応について検討し、以下の方針を決定しました。

市民のみなさまにおかれましては、それぞれの行動が自らと大切な人を守り、ひいては地域社会を守ることにつながることを意識していただき、引き続き感染防止策の徹底に取り組миいただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

1 県の措置を受けての市民団体（※）の活動について

県の対応方針に基づき、期間中（5/6～5/19）の活動並びに地域の公民館・集会所の使用は21時までとするようお願いいたします。

行事及び会合については中止の要請はいたしません、人と人との間隔（1m以上）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断願ひます。

また、普段一緒にいない人との飲食は屋外でも控えてください（バーベキューなど）。

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

【問い合わせ】

（行政区長・隣組長、自治会、校区コミュニティ、NPO、ボランティア団体に関して）

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話 092-942-1165

（地域の公民館（分館）に関して）

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話 092-944-1931